

美保関中学校艇庫使用規定

美保関地域学校施設開放運営委員会

1. 施設の使用について

この規定は、松江市立学校施設使用条例、松江市学校施設の開放に関する規則、美保関地域学校施設開放運営委員会設置要綱による。

2. 利用団体登録申請（地域開放の場合）

利用団体は、年度毎に、美保関中学校へ「学校施設利用団体登録申請書」と「会員名簿」、「学校施設利用申請書」を2部ずつ提出し、運営委員長、学校長の使用承認を受けること。登録は、利用会員の5人以上を美保関町内に在住する者で構成する団体に認める。

*町内在住を確認できない場合、代表者に、住所の確認できる文書の写しの提出を求めることもある。

3. 松江市立学校使用願（一般利用の場合）

使用の1ヶ月前までに、1ヶ月毎の利用日等を記入した「松江市立学校使用願」を2部提出し、学校長の使用承認を受けること。

4. 使用の優先

①学校教育活動等 ②町内利用 ③一般利用 ④その他

5. 使用簿の記入

・利用責任者は、艇庫を使用するごとに艇庫使用簿に記入すること。
(使用簿は、美保関中学校校庭側入口ポスト内にある)

6. 鍵の施錠管理

①利用責任者が、第1回利用団体連絡会で美保関中学校より艇庫シャッターの鍵を借り、確実に管理し、使用時は開錠すること。

②使用が終了したら施錠すること。

③年度末には鍵の返却を確実にを行うこと。

7. 使用上の注意

①使用後の艇庫の整備、ボート等の洗浄・整頓を確実に実施すること。

②校地内、施設内のすべて、禁煙とする。(指導者、利用者等全員)

③中学校駐車場は、校門近くの白線で囲まれた部分とする。その他の場所、屋外運動場内に駐車しないこと。(スクールバス全路線の運行終了後であれば、体育館前も可とする)

④トイレは、多目的広場のトイレを使用すること。

⑤登録内容や利用計画を変更する場合や、異常が発生した場合はすみやかに連絡すること。

美保関中学校 TEL (72-3838) (※平日8:10~16:55に限る)

8. 施設、設備の破損については、利用団体で弁償すること。

9. 使用料の支払い（一般利用の場合）

松江市より支払い請求がある。

10. 上記の使用規定に反する場合、利用団体登録・使用を中止にする。

附 則 この規定は、令和6年2月20日から施行する。